

福島大学大学院
人間発達文化研究科
学校臨床心理専攻
臨床心理領域

学修案内
学科課程表

2021

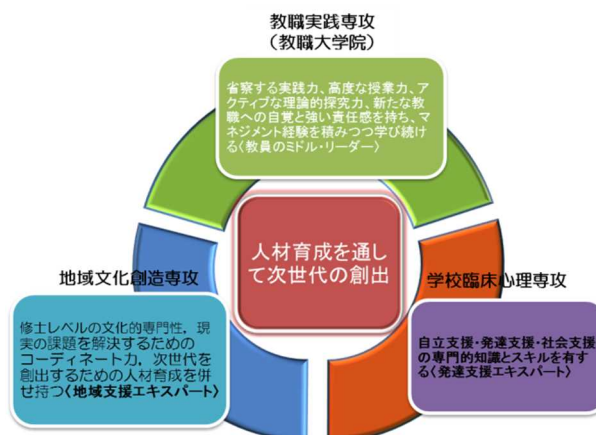
目 次

人間発達文化研究科の概要	1
1. 本研究科の目的	1
2. 専攻の概要	1
教育方法	3
1. 授業時間帯	3
2. 授業科目の履修方法及び手続き	3
3. 学位の授与	4
4. 長期履修制度について	5
5. 単位認定について	5
6. 修了研究について	6
7. 成績発表について	6
授業案内	7
1. 履修基準表	7
2. 学校臨床心理専攻のカリキュラム	7
学校臨床心理専攻で取得できる資格	14
臨床心理領域で取得できる資格について	14
各種手続き等に関する注意事項	16
関係規程等	17
福島大学大学院人間発達文化研究科規程	17
修了研究に関する取扱要項	21
修了研究審査基準	23
学校臨床心理専攻の各領域の履修方法に関する基準	25
福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター臨床心理・教育相談室規程	26
福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則	29
福島大学大学院人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則	31
福島大学学校臨床支援センター棟配置図	33

人間発達文化研究科の概要

1. 本研究科の目的

福島大学人間発達文化学類(平成17年4月設置)は、人間の発達とその基盤となる文化の二つの視点から広く教育研究を行い、学校及び地域で活躍することのできる「人間発達支援者」の養成を目指しています。ここでは「教育」を、学校に固有の特別な機能としてではなく、社会全体に広がる人間の生涯にわたる発達と文化との複雑な関係と捉えています。人間発達文化研究科(平成21年4月設置)は、地域の抱える課題を克服し、次世代を切り開いていくために、学類の教育理念をさらに発展させ、今日必要とされる高度な知識・技術をもって人材育成を図る「人材育成のエキスパート」を養成します。「エキスパート」とは、「経験を通して得た知識を持つ熟練者」を意味します。教職実践専攻(教職大学院)では、学校を支える<教員のミドル・リーダー>を、地域文化創造専攻では、<地域支援エキスパート>を、学校臨床心理専攻では、<発達支援エキスパート>を養成します。



人間発達文化研究科の人材養成

人間個体の発達や集団的な展開、地域生活と文化を学際的に結びつけ、一体的に研究していくことは、今日の教育や地域を発展させていく上で重要な課題です。

人間個体の発達や集団的な展開、地域生活と文化を学際的に結びつけ、一体的に研究していくことは、今日の教育や地域を発展させていく上で重要な課題です。

2. 専攻の概要

- (1) 教職実践専攻(教職大学院) 「マネジメント経験を積みながら省察する実践力」「高度な授業力」「アクティブな理論的探究力」「新たな教職への自覚と強い責任感」を持ち、理想とする教員像と自らの役割を常に問い続け、教育課程を含む学校のマネジメント経験を積みながら教師力を向上させていく<教員のミドル・リーダー>の養成を目指します。

(ミドル・リーダー養成コース)教職経験 10 年程度以上の現職教員を対象とし、自らの教育実践力(授業力、生徒指導力など)をもとに、学級経営から学年経営・学校経営へと学校課題を視野に入れつつ、それらの課題を解決する力を養成します。

(教育実践高度化コース)学校を1校ないし2校程度以上経験した現職教員を対象とし、自らの教育実践力(授業力や生徒指導力など)を改善し、教師力を向上させ、「次のミドル・リーダー」を養成します。また、学部新卒学生を対象とし、年間を通じた学校経験を重ねながら、多様な現職教員と交流することを通じて、教育実践の課題を総体として理解し、学校教員としての自覚をもった「将来のミドル・リーダー」を養成します。

(特別支援教育高度化コース)現職教員及び学部新卒学生を対象とし、障害の重度化、重複化、多様化に対応でき、特別支援学校のマネジメント力または高度な実践力を身につけた特別支援学校教員を養成します。

- (2) 地域文化創造専攻 諸文化を構成する専門的学問分野における研究・実践力を形成するとともに、地域支援に必要なコーディネート力及び人材育成力をあわせもつ 地域支援エキスパート の養成を目指します。加えて、学校教育の教科内容と教科教育法を中心とした研究を行い、教員としての指

導力の向上に結びつけます。

(人間発達支援領域) 発達科学や心理学、障害、幼児教育・保育に関する高い専門性と研究力を身につけ、現代的な問題を解決できる人材、教育や保育の現場などで実践をリードできる人材を育成します。

(日英言語文化領域) 言語研究・文学研究を通じて人間や社会に対する深い洞察力を身につけ、文化の橋渡し役として、文化の継承・伝達・創造に寄与する能力を身につけた人材を育成します。

(地域生活文化領域) 社会科学と生活科学全般をつなぎ合わせ、現代の社会の実態を把握するための研究方法を身につけ、現代社会が生み出す複合的問題の解決を目指す能力を身につけます。

(数理科学領域) 数理諸科学の研究を通して、自然や社会の事象を数理的・論理的・整合的に認識するための教育・研究を行い、社会や企業などの組織で十分に応用できる人材の育成を行います。

(スポーツ健康科学領域) 現代におけるスポーツ・体育・健康の諸問題を科学的認識に基づいて解決し、スポーツ文化の発展や、人々の健康的なライフスタイル確立に貢献できる高度な職業人を育成します。

(芸術文化領域) 音楽や美術表現の専門的なスキルの獲得及び表現の理論を基礎におき、表現活動を通して地域再生、活性化に結びつけることのできる人材を育成します。

- (3) 学校臨床心理専攻 臨床心理学及び学校臨床の実践研究に基づき、様々な課題を抱える子ども・青年・成人やその家族に対応する効果的な指導・援助・支援を行う 発達支援エキスパート の養成を目指します。

(臨床心理領域) 円滑に学校生活を送ることを目指す教育臨床と、子どもの発達に関わる発達臨床、成人に関わる精神障害を対象とした病院臨床、非行・犯罪や家族問題等の心理臨床などのアプローチを修得・実践できる人材を育成します。

教育方法

1. 授業時間帯

	月～金曜日	土曜日
1 時限	8:40～10:10	8:40～10:10
2 時限	10:20～11:50	10:20～11:50
3 時限	13:00～14:30	13:00～14:30
4 時限	14:40～16:10	14:40～16:10
5 時限	16:20～17:50	16:20～17:50
6 時限	18:00～19:30	18:20～19:50
7 時限	19:40～21:10	

(1) 通常の授業時間帯

通常の授業時間帯は左表のとおりです。

教職教育専攻および地域文化創造専攻の学生は、昼間の授業(月～土曜日の1～5時限)を履修します。

学校臨床心理専攻の学生は、これに加え、月～金曜日の6、7時限および土曜の6時限を履修することもあります。

	月～金曜日	土曜日
1 時限	8:40～10:10	8:40～10:10
2 時限	10:25～11:55	10:25～11:55
3 時限	12:45～14:15	13:15～14:45
4 時限	14:30～16:00	15:00～16:30
5 時限	16:15～17:45	16:45～18:15
6 時限	18:00～19:30	18:45～20:15
7 時限	19:45～21:15	

(2) 正規試験・補講期間の授業時間帯

正規試験・補講期間においては、左表のように時間帯が変更になります。該当期間は、「開講科目一覧」の「教務関係日程表」を参照してください。

2. 授業科目の履修方法及び手続き

(1) 研究領域の選択と主研究指導教員の決定

志願時に提出した研究計画、テーマ及び入学後のガイダンスによって研究領域を選択します。当該領域の中から、より研究テーマに近い研究領域を持つ教員を主研究指導教員とし、継続的に指導を受けます。2年間のカリキュラムは、この主研究指導教員の助言・指導のもとに、承諾を得る必要があります。

(2) 履修登録

修得すべき単位数は、「授業案内」中の「1. 履修基準表」にある表のとおりです。

授業を履修するにあたっては、以下の点に留意し、所定期間内に LiveCampus(ライブキャンパス)にて履修登録を行ってください。なお、シラバスには履修条件等が記されている場合がありますので、履修登録の前には目を通しておいてください。

毎学年前期・後期の当初に、当該期間に履修しようとする授業科目(集中講義も含む)全てを履修登録すること。

履修登録をしていない授業科目は履修できません。

所属専攻以外の学生の受講を認めない授業科目もあります。シラバス等で確認しましょう。

同一曜日の同一時間に開講する2つ以上の授業科目を受講することは認められていません。

研究指導教員が必要と認めたときは、他研究科の授業科目を履修できる場合があります。その際は教務担当窓口まで届け出て手続きを行ってください。

(3)履修の流れ

専攻での2年間の履修の流れは概ね以下の表のようになります。

年次	期	月	学校臨床心理専攻
1年次	前期	4月	入学 受講開始、主研究指導教員の決定 履修登録、研究テーマの決定
	後期	10月	履修登録
2年次	前期	4月	履修登録
	後期	10月	履修登録
		11月	修了研究題目届の提出
		1月	修了研究提出
		2月	修了研究発表会、修了研究審査
3月	学位取得		

なお、課題研究、専門演習などの具体的な履修内容については、「授業案内」を参照してください。

3. 学位の授与

本研究科に2年以上在籍し、必修科目を含む所定の授業科目30単位を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、修了研究の審査に合格した者には以下の学位が授与されます。

学校臨床心理専攻	修士(教育学)
----------	---------

4. 長期履修制度について

職業等との兼ね合いで時間的制約がある学生のための、標準修業年限を超えて在学できる制度です。長期履修学生として認められると、通常の修業年限である2年間の課程を、4年又は3年間で計画的に履修することが可能となります。修業年限が延びても教育課程および授業料の総額は通常の修業年限の場合と同じです。ただし、履修登録を行うことができる単位数は、許可された長期履修期間により異なるので注意してください。

申請を希望する場合は、「福島大学大学院人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則」を熟読の上、手続き日程等は掲示の指示にしたがってください。

5. 単位認定について

(1) 入学前の既修得単位の認定

本研究科において教育上有益と認められた場合、入学前の他大学院等での修得単位を、15単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができます。認定を希望する場合は、所定期間内に手続きをする必要があります。

(2) 本学の他専攻・他研究科及び他大学院の授業の履修と単位の認定

研究指導教員が必要と認められた場合には、以下のような履修が可能となります。ただし、以下の と の単位は、あわせて15単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができますが、前項(1)により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとします。

本研究科における自分が所属する専攻以外の専攻で開講されている授業

所属の専攻以外の専攻の授業の単位は、以下のとおり修了要件単位の中に計上されます。

学校臨床心理専攻 ... 6～8単位まで(自由選択)

他の研究科で開講されている授業

所属の研究科以外の研究科での授業は、研究指導教員並びに履修を希望する授業科目の担当教員から事前に承諾を受け、指定の期間内に教務担当窓口へ届け出をすることで履修できます。ただし、他の研究科で開講する下記の授業科目は、履修することができません。

地域政策科学研究科 ... 演習、副演習、地域特別研究、地域政策科学入門、事前指導、
特定課題研究

経済学研究科 ... 演習、論文特別演習、研究入門演習、実践演習、特定課題演習、
研究演習、研究特別演習

共生システム理工学研究科... 修士論文研究、地域実践研究及び博士後期課程の授業科目

他大学院で修得した単位

他の大学院で履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

(3) 人間発達文化学類で開講されている授業

一部の不足単位を満たすことで教育職員免許状等を取得することができるなど、研究科委員会が必要と認めれば、学類開設の授業科目を履修することができます。履修単位は半期で大学院及び学類の授業の総計24単位を超えないものとします。なお、学類の授業単位は大学院の単位としては認定しません。教育職員免許状等の取得を希望する場合は申請書を提出し、所定の期間内に教務担当窓口で手続きを行ってください。

大学院における資格取得には、その資格取得が院生本人に必要性があること(必要性の原則)、学類での履修が大学院での研究活動に支障を与えないこと(研究優先の原則)の2つの原則を両方満たす必要があります。

受講できるのは人間発達文化学類で開講されている専門領域の授業科目に限ります。

臨床心理領域は専修免許状の取得に限ります。

6. 修了研究について

学校臨床心理専攻では、実践研究 ・ 、課題研究 ・ の中で指導教員の研究指導を受けながら進めます。

7. 成績発表について

成績は、LiveCampus(ライブキャンパス)でWeb上から確認できます。成績発表日以降に、当該期分が追加されますので、各自で必ず確認してください。なお、紙での交付は行っていませんので留意してください。

授業案内

1. 履修基準表

それぞれの専攻ごとに履修基準が異なり、特に学校臨床心理専攻は独自の履修基準を設けているので注意してください。

(人間発達文化研究科規程第8条別表2 - 3)

区分	学校臨床心理専攻*	
基礎論	6 ~ 8	計12
方法論	4 ~ 6	
実践論	6 ~ 8	
実践研究 ・	2	
課題研究 ・	2	
自由選択	6 ~ 8	
計	30	

* 臨床心理領域の「実践研究 ・」及び「課題研究 ・」については、及び の両方を履修することが望ましい。

* 臨床心理領域においては、後述する臨床心理士の受験資格を取得するように履修しなければならない。

2. 学校臨床心理専攻のカリキュラム

(1) 履修体系を重視し、授業科目を「基礎論」「方法論」「実践論」の三つの区分に分けています。

(2) 基礎論の区分で6単位を、方法論の区分で4単位をそれぞれ修得した上で、2区分から2単位以上修得しなければなりません。

(3) 実践論の区分を、臨床心理領域では8単位以上、3区分を合わせて20単位必要とします。

(4) 実践研究及び課題研究は、それぞれ、「 」または「 」の両方を履修することが望ましい。

(5) 修了要件は、臨床心理領域では上記に加え自由選択科目6単位を含む30単位を修得し、かつ必要な修了研究指導を受けた上、学位論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとします。

(6) 臨床心理領域は、(財)日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院(第1種)に指定されています。その院生は、修了後直近に実施される資格審査を受験することができます。

(7) 臨床心理領域は、公認心理師の資格試験に関する受験資格を有する大学院に指定されています。

区分	臨床心理領域	
基礎論	6 ~ 8	計12
方法論	4 ~ 6	
実践論	8	
実践研究 ・	2	
課題研究 ・	2	
自由選択	6	
計	30	

学校臨床心理専攻 臨床心理領域

科目区分	授業科目名	履修学年	単位数	開講期	曜日	時限	必選別	担当教員	教室	備考	
基礎論	教育分野に関する理論と支援の展開(学校臨床心理特論)	1	2	前	木	6		岸 竜馬 安部 郁子 高橋 純一 (非)鈴木 ひろ子	集団面接室		
	教育福祉臨床概論	1	2							本年休講	
	臨床心理学特論	1	2	後	火	6		岸 竜馬	集団面接室	本領域限定	
	臨床心理学特論	1	2	集中				(非)竹林 由武	集団面接室	本領域限定	
	福祉分野に関する理論と支援の展開(福祉心理特論)	1	2	後	木	7		渡辺 隆 安部 郁子 (非)大竹 愛	集団面接室		
	幼児発達心理学特論	1	2	後	木	6		原野 明子	臨セ幼心実		
	臨床発達心理学特論	1	2	前	火	6		安部 郁子	集団面接室		
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(神経生理学特論)	1	2	集中				(非)横山 浩之	集団面接室		
	社会心理学特論	1	2	前	火	1		飛田 操	研究室		
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神医学特論)	1	2	集中				(非)熊切 力	集団面接室		
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神病理学特論)	1	2	集中				片山 規央	集団面接室		
	障害児心理学特論	1	2	前	木	5		渡辺 隆	研究室		
	障害児病理特論	1	2	集中				(非)武士 清昭	集団面接室		
	特別ニーズ教育実践特論	1	2							本年休講	
	生活指導特論	1	2							本年休講	
	学校保健特論	1	2							本年休講	
	方法論	臨床心理面接特論 (心理支援に関する理論と実践)	1	2	前	火	7		青木 真理	集団面接室	本領域限定
		臨床心理面接特論	1	2	後	火	7		生島 浩	集団面接室	本領域限定
		心理支援に関する理論と実践(心理学研究法特論)	1	2	後	木	6		渡辺 隆 安部 郁子 生島 浩 青木 真理 岸 竜馬	集団面接室	
		心理実験統計法特論	1	2	前	月	3		住吉 千力	研究室	
学習心理学特論		1	2							本年休講	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(家族臨床心理学特論)		1	2	前	木	3		生島 浩 (非)瀬藤 乃理子	集団面接室		
心理支援に関する理論と実践(精神分析学特論)		1	2	前	火	3		岸 竜馬	集団面接室	本領域限定	
投影法特論		1	2	後	木	3		岸 竜馬	集団面接室	本領域限定	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開(犯罪・非行臨床特論)		1	2	前	月	6		生島 浩 (非)半澤 利一	集団面接室	本領域限定	
教育分野に関する理論と支援の展開(教育臨床学特論)		1	2	後	月	3		青木 真理	集団面接室	本領域限定	
心理アセスメントに関する理論と実践(心理アセスメント特論)		1	2	集中				渡辺 隆 安部 郁子 青木 真理	集団面接室	本領域限定	
福祉分野に関する理論と支援の展開(家族福祉臨床特論)		1	2	前	木	7		渡辺 隆	集団面接室		
臨床心理地域援助特論		1	2	後	火	3		渡辺 隆	集団面接室	本領域限定	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(グループ・アプローチ特論)		1	2	集中				(非)茨木 博子	集団面接室	本領域限定	
心理支援に関する理論と実践(心理療法特論)	1	2	集中				(非)渡部 純夫	集団面接室	本領域限定		

科目区分	授業科目名	履修学年	単位数	開講期	曜日	時限	必選別	担当教員	教室	備考
方法論	学校ソーシャルワーク特論	1	2							本年休講
	学校ソーシャルワーク実践特論	1	2							本年休講
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (産業・労働心理学特論)	1	2	後	月	4		五十嵐 敦 (非)田中 照子	集団面接室	
	心の健康教育に関する理論と実践(心の健康教育特論)	1	2	後	木	4		岸、小室、片山、 中村、佐藤	集団面接室	
	地域生活支援方法論特論	1	2							本年休講
	健康教育方法論特論	1	2							本年休講
	健康教育方法論特論	1	2							本年休講
実践論	臨床心理査定演習 (心理的アセスメントに関する理論と実践)	1	2	前	月	7		青木 真理	集団面接室	本領域限定
	臨床心理査定演習	1	2	前	集中			安部 郁子	集団面接室	本領域限定
	臨床心理基礎実習	1	2	通	水	6・7		渡辺 隆 岸 竜馬	集団面接室	本領域限定
	臨床心理実習	2	2	通	土	3・4		青木、岸、生島、(非)岡田、 (非)小野、(非)松本、(非)遠藤	集団面接室	本領域限定
	健康教育実習	1	2							本年休講
実践研究	学校教育臨床研究 A	1	2					全教員		本領域限定
	学校教育臨床研究 A	1	2					全教員		本領域限定、本年休講
課題研究	課題研究	1	2	後				全教員	研究室	本領域限定
	課題研究	2	2	後				〃		本領域限定
実践実習	臨床心理実習 (心理実践実習)	2	2					青木 真理 岸 竜馬 生島 浩 安部 郁子 渡辺 隆		本領域限定
	心理実践実習(カウンセリング実習)	1	2							本領域限定
	心理実践実習(カウンセリング実習)	1	2							本領域限定、本年休講

備考欄の「本領域限定」は、臨床心理領域に所属する学生のみを対象とする科目であることを表す。

授業科目名	授業科目の内容	単位数	担当教員名
教育分野に関する理論と支援の展開（学校臨床心理特論）	学校現場が抱える不登校、いじめ、非行、発達障害といった困難な問題行動に対する理解と解決に向けたアプローチを学ぶ。ここでは学校と社会、学校と家庭、子どもの発達とその障害、学校の組織と体制等の理解について学際的な視点から学び、学校カウンセリングの在り方や基本的な方法を検討する。さらに、子どもの問題行動に対して、アセスメントの方法、支援方針、援助の実際について、個別援助計画の重要性を認識する。	2	岸 竜馬 安部 郁子 高橋 純一 (非)鈴木ひろ子
臨床心理学特論	精神分析的な心理療法をベースに、治療者とクライアントとの情緒的相互交流が治療としてどのように作用し影響を及ぼすのか、また「こころ」の理解とはなにか、実践的理解を深める。	2	岸 竜馬
心理支援に関する理論と実践（精神分析学特論）	精神分析的な心理療法の治療に必要なこと、面接室の創り方、その面接空間で進められていくこと（見立て、治療契約）、体験し理解していくこと（聴くこと、伝えること、知ること、転移と逆転移など）を学ぶ。本年度は、松木邦裕の『私説 対象関係論的心理療法入門』『対象関係論を学ぶ』を読み進め、精神分析的な見解や技法を学ぶ。	2	
投影法特論	人格のアセスメントとしての投影法の解釈を目指す。ここではロールシャッハ・テストの様々な解釈法のうち、包括システムによる解釈法（エクスナー法）を習得することを目指す。	2	
臨床心理学特論	認知行動療法の技法習得に先立って、エビデンスに基づく医療、科学者 実践家モデル、共同的実証主義といった認知行動療法の土台となる発想を理解する。その上で、うつ病、不安症、および逆境体験に対して適用される認知行動療法のフォーミュレーション、認知論的・行動論的介入技法を体験的に習得する。	2	(非)竹林 由武
臨床発達心理学特論	虐待やDV家庭といった機能不全家庭に育った児童の心理特性と心理的ケアについて学ぶ。虐待を受けたことによる愛着の問題や心理的外傷（トラウマ）に対し、心理的ケアを行うことが重要である。授業では、愛着の発達と愛着の問題、児童虐待が発達に及ぼす影響、心理的外傷に対する心理的ケアについて考えることができるようにする。	2	安部 郁子
臨床心理査定演習	発達検査・知能検査の意義を理解し、適切に実施・解釈を行い、検査結果を心理・教育的アプローチに活用できるための理解と技法を学ぶ。授業ではWISC - を中心に取り上げる。発達検査・知能検査の基本的な考え方、知能と精神機能、WISC - の理論と実施方法、検査結果の生かし方、検査報告書の書き方などを実践的に取り上げ考えさせる。授業は、講義以外は、小グループに分かれて演習、実習形式で進める。	2	
臨床心理面接特論	教育相談など学校臨床をはじめ多様な領域における心理的支援に不可欠な家族面接の理論及び技法の実際について学ぶ。特に、システム論に基づいた家族療法を中心に講じる。家族療法の歴史的展開を概観し、その諸学派の特徴的な技法を学ぶ。近年注目を浴びているブリーフセラピー、ナラティブセラピー、解決志向アプローチについても詳述したい。さらに、異なるアプローチに基づく家族療法の実際について、ビデオ教材を活用して学び、家族関係・集団・地域社会における家族臨床（システムズ・アプローチ）の理論と技法を修得することを目的としている。	2	生島 浩
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（家族臨床心理学特論）	教育相談に不可欠な家族臨床心理学の理論と実際について、演習形式を中心にして学ぶ。家族臨床と司法・矯正保護、精神保健、学校教育、児童福祉等との関連を整理した上で、家族臨床心理学の諸理論について紹介する。家族構造や家族コミュニケーション、家族認知等に焦点を当てた技法の概要を述べ、ビデオ・モニター・システムを活用したライブ・スーパービジョンを体験し、問題を抱えた家族（保護者）に対する学校等における心理的援助の実際についてロールプレイなどにより修得することを目的とする。	2	生島 浩 (非)瀬藤 乃理子
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開（犯罪・非行臨床特論）	生徒指導・教育相談をはじめ司法・犯罪分野における心理的支援に不可欠なシステム（法規・制度）を理解した上で、その基礎理論及び各種技法を習得する。非行少年・犯罪者の社会復帰過程を援助する心理臨床的諸活動である「非行・犯罪臨床」を講じる。非行少年・犯罪者の定義、非行・犯罪臨床機関の概要など処遇の流れを概観し、個人面接・家族面接・グループアプローチなどにより、非行少年・犯罪者、その家族、被害者（遺族）・コミュニティに対する援助実践について論じる。講義では、生徒指導・教育相談にも必要な家庭裁判所調査官の職務である家事事件（離婚や子どもの親権など）についても触れる。	2	生島 浩 (非)半澤 利一

授業科目名	授業科目の内容	単位数	担当教員名
臨床心理面接特論（心理支援に関する理論と実践）	力動論（無意識の心の動き、パーソナリティ、対人関係様式を考慮に入れた心理療法理論）に基づく心理療法の理論と方法を学び、心理面接等の臨床の実習に取り組む素地をつくる。臨床心理的処遇の枠組み、初回面接、アセスメント、ケースレポートの書き方、心理療法について講義する。また河合隼雄『心理療法序説』を読んで心理療法の基礎的な知識を得る。受講者は1回以上レポートを担当する。	2	青木 真理
臨床心理査定演習（心理的アセスメントに関する理論と実践）	臨床心理士・公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義。心理的アセスメントに関する理論と方法を学ぶ。	2	
教育分野に関する理論と支援の展開（教育臨床学特論）	教育分野における臨床心理学の専門家による援助、学校教員などの他の専門家との連携・協働についてロールプレイを併用しながら学ぶ。	2	
福祉分野に関する理論と支援の展開（福祉心理特論）	福祉現場で生じる問題と背景について理解し、現場における心理社会的課題とその支援方法の知識を得る。社会的福祉の基本理念及び社会福祉制度や行政制度と現状と課題を理解するとともに、現場で生じている問題とその背景、社会的制度と専門職の役割、臨床心理学的援助の具体的課題や実践的技法についての基礎的知識を習得する。児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉の現場における心理社会的課題と必要な支援方を理解を習得する。	2	渡辺 隆 安部 郁子 (非)大竹 愛
福祉分野に関する理論と支援の展開（家族福祉臨床特論）	変革期にある家族の問題について、臨床心理学や家族心理学などの専門領域の知見から現代の家族問題を総合的視野から理解し、家族を援助するためのさまざまな方策について考える。また、家族福祉の理念や社会福祉制度、行政の動向、今後起こりえる変化についての予測と対策、各関係機関等の社会的資源の役割や課題等について実践的な知識を得る。	2	渡辺 隆
臨床心理地域援助特論	地域社会や集団組織に働きかける心理的援助の理論と方法を習得する。具体的には危機介入、コンサルテーション、ケースマネジメント、社会生活技能訓練、家族心理教育、地域精神保健などの基礎的知識と技能並びに、臨床心理学的援助の役割と課題、各場面での具体的課題や実践的技法についての知識を習得する。このために専門相談機関を訪問し施設見学と専門職員から講義を受ける。	2	
障害児心理学特論	主に知的障害のある子どもたちの行動特性、学習課程、言語、知覚、アセスメントの方法等について学んでいく。	2	
心理アセスメントに関する理論と実践（心理アセスメント特論）	公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義。心理的アセスメントに関する理論と方法を学ぶ。	2	渡辺 隆 安部 郁子 青木 真理
学習心理学特論	本講義では、教授技術の開発・教材作成などに必要な心理学的知識の習得を目的とする。また、それら知識の実践方法についても考えたい。また、効果的な教授技術の開発・教材作成のために必要な心理学的知識として特に、知識形成、問題解決能力、及び学習障害などのトピックスについて、認知心理学的視点から論じる。	2	住吉 チカ
心理実験統計法特論	心理学・教育学において、実験や調査を行うのに必要なデータ処理・統計について基礎的な知識を身につける。さらに、多変量解析など特殊な目的に応じた統計分析手法についても知識を得る。	2	
心理支援に関する理論と実践（心理学研究法特論）	心理学における調査・実験・臨床研究の知識と手法について講義を中心に行う。具体的にはそれぞれの研究方法における研究計画、データ処理、結果の解釈等について、調査計画法、質問紙調査、統計学、事例研究法等の基本的理解を目的とする。	2	渡辺 隆 安部 郁子 生島 浩 青木 真理 岸 竜馬
臨床心理基礎実習	生徒指導・教育相談など学校臨床、心理臨床の専門職として面接を行うための基礎的技術の修得を目指す。ロールプレイによりカウンセラー及びクライアント双方を経験し、自己理解・他者理解を深め、臨床心理面接の基礎を徹底した体験学習により学ぶ。また、「教育臨床研修講座」での事例研究に参加して生徒指導・教育相談などの実際に触れる。また、病院、福祉臨床等の関係領域のアプローチを学んで、関連する専門機関と連携する視野を養うことも大きな目的である。	2	渡辺 隆 岸 竜馬

授業科目名	授業科目の内容	単位数	担当教員名
臨床心理実習	「臨床心理・教育相談室」の活動に従事し、その活動についてふりかえり、指導を受ける。隔週通年の授業であり、大学院1年生と2年生の両方が参加する。「臨床心理・教育相談室」のインターン報告、心理面接のケース報告、フレンドルーム（子どものグループワーク）・スマイル会（親グループ）、オハナの会（ひきこもりの青年のグループ）の活動などについて院生が報告し議論し、教員の指導を受ける。2年生の臨床活動から1年生が学ぶことが、臨床活動の一翼を担うための準備ともなる。	2	青木 岸 生島 (非)岡田 (非)小野 (非)松本 (非)遠藤
保健医療分野に関する理論と支援の展開（神経生理学特論）	児童青年期の身体ならびに精神発達およびその異常を理解するために必要な生理学・病理学・小児神経学・児童精神医学に関する必要最低限の知識を学ぶ。特に、発達障害、精神障害、行動障害に関する最新の知見を得る。	2	(非)横山 浩之
保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神医学特論）	様々な精神障害について毎回テーマを決めて話し合う。障害の特性、治療や支援方法の理解を深めることを目的とする。	2	(非)熊切 力
障害児病理特論	学習障害・注意欠陥多動性障害・広汎性発達障害について、その注意・記憶・認知機能等の特性から、より効果的な教育プログラム（とくに早期療育プログラム）を検討する。	2	(非)武士 清昭
社会心理学特論	この授業では、人間関係の形成・維持にかんする、および、集団の形成、発展、解消にかんする社会心理学的な知見について講述する。特に、社会心理学の理論と方法、学級集団の特徴、児童・生徒の仲間関係、教師のリーダーシップなどについて、身近な事例やこれまでの研究成果を踏まえて学習し、社会心理学の基礎的理論とアプローチについて理解する。	2	飛田 操
幼児発達心理学特論	子どもたちの様々な問題に対し、幼児期の体験の重要性がさまざまなところで言われている。本授業では、幼児の認知・思考の発達、自己意識の発達、社会性の発達、言語の発達等幼児期の発達の様子をたどりながら、発達の原理、発達課題に言及しながら、幼児期に必要な体験とは何か、また、それらを支える親や保育者など大人の役割、あるいは子どもの育ちを見る眼とはどのようなものであればよいかについて、考えていきたい。	2	原野 明子
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（グループ・アプローチ特論）	グループ・アプローチは、家庭や学校、職場など人間関係をよくし、人々のメンタルヘルスに貢献するものとしてその広がりをみせている。授業では、はじめにグループ・アプローチについて、定義、歴史、効用、グループリーダー等について概説する。その後、グループ・アプローチの代表的な技法であるサイコドラマを取り上げ、理論と実践を交えた体験学習を行なう。	2	(非)茨木 博子
心理支援に関する理論と実践（心理療法特論）	児童養護施設における、虐待児童の心理的理解と、外傷体験を持った被虐待児童への心理療法の理論と実践を身につける。児童養護施設で起こる様々な問題と課題に対して、どのように心理療法を行っていくかについて学び、活用できるように演習も行っていく。	2	(非)渡部 純夫
保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神病理学特論）	心理臨床の現場で遭遇する精神障害の原因、分類、症状の現れ方など総論的な概観を行ったあと、いくつかの重要な精神障害を取り上げ、おのおのについて概念、頻度、症状、診断、治療、予後などの知識を深め、さらに精神障害に対する施策についても学習する。	2	片山 規央
産業・労働分野に関する理論と支援の展開（産業・労働心理学特論）	人々の職業生活に関わる諸問題について産業・組織心理学を軸に、キャリア発達や安全衛生などを視野に入れながら研究と実践の立場からアプローチする。職業生活に関わる心理学について体系的に把握したうえで、職場における諸問題について先行研究や各種調査などに基づいて課題分析を行う。あわせて諸課題への対応や支援の在り方について学び検討する。	2	五十嵐 敦 (非)田中 照子
心の健康教育に関する理論と実践（心の健康教育特論）	心の健康教育とは、心の健康を維持するための知識を提供し、そのための力を育てることである。心理学に基づく知識や方法を提供する、「予防開発的な心理教育」が、心の健康教育の中核となる。ここでは、うつなどの心の問題や、発達・健康上の問題への対応の援助、また、ストレス対処などの心の健康の保持増進する教育的援助を学ぶ。	2	岸 竜馬 小室 安宏 片山 規央 中村 志寿佳 佐藤 則行

授業科目名	授業科目の内容	単位数	担当教員名
学校教育臨床研究 A・A	6月と9月に集中講義の形態で行う。全院生が参加。各院生が学校教育臨床に関するテーマに沿って研究の意図と計画、中間段階での結果などについて報告し、集団討論、複数の教員の指導を受ける。なおこの授業は「学校臨床研究 A」と隔年で開講する。こうすることによって、院生は2年かけて と の両方を履修でき、研究テーマを深化させることが期待される。	2	領域専任教員
課題研究	ゼミ指導教員による修論指導	2	領域専任教員
臨床心理実習（心理実践実習）	（ア）から（オ）の事項について、支援を実践しながら、実習施設の実習指導者による指導を受ける。 （ア）心理に関する支援を要する者等に関する（1）コミュニケーション（2）心理検査（3）心理面接（4）地域支援等の知識および技能の習得 （イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ （エ）多職種連携及び地域援助 （オ）心理専門職としての職業倫理及び法的義務への理解 本実習は学外施設と本学総合教育研究センター附属臨床心理・教育相談室の両者で行う。	2	青木 真理 岸 竜馬 生島 浩 安部 郁子 渡辺 隆
心理実践実習（カウンセリング実習、）	学校不適応児に対するメンタルフレンド、フレンドルーム、保護者グループなどの支援活動についての報告・討議を行う。	2	青木 真理 岸 竜馬 生島 浩 安部 郁子 渡辺 隆

．学校臨床心理専攻で取得できる資格

1 臨床心理領域で取得できる資格について

【臨床心理士】

学校臨床心理専攻臨床心理領域は、(公財)日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院(第1種)に指定されています。臨床心理領域に入学した者は、所定の科目の単位を修得したうえで、大学院修了後、直近に実施される臨床心理士の資格審査を受験することができます。

臨床心理士は高度な心理的知識と技能を用いた臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助を業務として、子どもの不登校・問題行動・発達の問題、大人の家や職場での悩みなど、さまざまな心の問題を扱います。

臨床心理領域に所属し、資格を得ようとする者は次の履修基準に従い、必修科目18単位、選択必修科目を各群より2単位以上、計28単位以上を修得しなければなりません。なお、必修科目及びE群の選択必修科目は、本領域に所属する院生のみを対象としています。

【履修基準】

科 目 名		単位数
必 修 科 目	臨床心理学特論	2
	臨床心理学特論	2
	臨床心理面接特論 (心理支援に関する理論と実践)	2
	臨床心理面接特論	2
	臨床心理査定演習 (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
	臨床心理査定演習	2
	臨床心理基礎実習	2
	臨床心理実習 (心理実践実習)	2
	臨床心理実習	2
選 択 必 修 科 目	A群	2
	心理支援に関する理論と実践(心理学研究法特論)	
	心理実験統計法特論	
	B群	2
	幼児発達心理学特論	
	臨床発達心理学特論	
	学習心理学特論	
	福祉分野に関する理論と支援の展開(福祉心理特論)	
	C群	2
	社会心理学特論	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(家族臨床心理学特論)		
福祉分野に関する理論と支援の展開(家族福祉臨床特論)		
D群	2	
保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神医学特論)		
保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神病理学特論)		
障害児病理特論		
福祉分野に関する理論と支援の展開(障害児心理学特論)		
保健医療分野に関する理論と支援の展開(神経生理学特論)		
E群	2	
臨床心理地域援助特論		
投影法特論		
計		28

【公認心理師】

公認心理師の受験資格を得るためには、公認心理師法（平成27年法律第68号）及び同法施行規則（平成29年度文部科学省・厚生労働省令代3号）に定める必要な科目の単位（学類25科目、大学院10科目）を修得したうえで、大学院修了後、直近に実施される公認心理師試験を受験することができます。

学校臨床心理専攻臨床心理領域に所属し、受験資格を得ようとする者は、次の履修基準に従い、心理実践科目18単位を修得したうえで、実習科目6単位（450時間以上）を経験しなければなりません。

また、法施行日以前に大学に入学し、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者については、公認心理師法附則第2条第1項第3号に基づき、受験資格の特例措置が認められる場合があります。詳細については、出身大学の教務関係窓口に問い合わせてください。

【履修基準】

科 目 名		単位数
心 理 実 践 科 目	保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神病理学特論） 保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神医学特論） 保健医療分野に関する理論と支援の展開（神経生理学特論）	2
	福祉分野に関する理論と支援の展開（福祉心理特論） 福祉分野に関する理論と支援の展開（家族福祉臨床特論）	2
	教育分野に関する理論と支援の展開（学校臨床心理特論） 教育分野に関する理論と支援の展開（教育臨床学特論）	2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開（犯罪・非行臨床特論）	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開（産業・労働心理学特論）	2
	臨床心理査定演習（心理的アセスメントに関する理論と実践） 心理的アセスメントに関する理論と実践（心理アセスメント特論）	2
	臨床心理面接特論（心理支援に関する理論と実践） 心理支援に関する理論と実践（心理療法特論） 心理支援に関する理論と実践（精神分析学特論） 心理支援に関する理論と実践（心理学研究法特論）	2
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（家族臨床心理学特論） 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（グループ・アプローチ特論）	2
	心の健康教育に関する理論と実践（心の健康教育特論）	2
	臨床心理実習（心理実践実習） 心理実践実習（カウンセリング実習） 心理実践実習（カウンセリング実習）	450時間以上 2 2
	計	24

心理実践実習については、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野のうち、医療機関（病院又は診療所）を含む3分野以上の施設において実習を受けることが望ましい。また、担当ケースに関する実習時間は、270時間以上（うち、学外の施設での当該実習時間は90時間以上）とする。

各種手続き等に関する注意事項

(1) 学生への連絡方法

学生に周知及び連絡を要する事項については、専用の掲示板(人間発達文化学類棟3階315室前)に掲示するか、研究指導教員を通じて連絡します。

LiveCampusでの履修登録及び各種提出書類(教育職員免許状申請関係、修了研究関係等)の提出については、本冊子掲載の関係規程等を参照の上、期限を厳守してください。手続きの詳細は掲示等を通じてお知らせします。

(2) 各種証明書の発行について

各種証明書のうち、在学証明書、成績証明書、修了見込証明書(別途手続きあり)、学割証及び通学定期券購入証明書は共通講義棟(M棟)1階に設置してある自動発行機で発行することができます。

利用できる時間は8:30~20:30ですが土・日・祝日夏季・年末年始の休業日および大学行事などのために講義棟へ出入りできない日は利用できませんので必要日から余裕を持って手続きを取るようしてください。

発行には総合情報処理センターから発行されるIDとパスワードが必要です。発行機にトラブルが生じた時は教務事務担当窓口まで申し出てください。

上記以外の証明書は教務担当窓口で申し込んでください。その際発行は申し込みの翌日以降となるので余裕をもって申請してください。

(3) 願出・届出について

休学や退学の手続きを要する場合は、『学生便覧』掲載の諸規程を読み、教務担当窓口にご相談するなどして、早めの手続きを行ってください。学期途中で休・退学しようとする場合は、当該学期の授業料が納入されていないかもしれませんので留意してください。手続きが遅れると次期の授業料を納入しなければならない場合があります。

また、改姓等の事由が生じた場合も速やかに教務担当窓口へ届出てください。

(4) 教務担当窓口受付時間

原則として下記の時間帯です。

月曜日～金曜日 9:00～12:30 13:30～17:00 ()17:00～20:30

特別な場合を除き、上記窓口時間外の受付は行いません。また、土・日曜日、祝日、夏季一斉休業期間(8月の指定された期間)、年末年始及び入試日等別途掲示で周知する期間(入試準備を含む)は一切の窓口業務を行いません。

また、夏季・冬季・春季休業期間等の夜間窓口時間帯(印)については、閉鎖することがありますので掲示には注意してください。

関係規程等

福島大学大学院人間発達文化研究科規程

平成21年3月31日

改正 平成31年3月19日

改正 令和 2年3月25日

改正 令和 3年2月10日

(趣旨)

第1条 福島大学大学院人間発達文化研究科(以下「研究科」という。)学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則(昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研究科は、地域の様々な課題に対応するために、広い視野と高度な文化的知識・技術を身につけさせ、人材育成を通して次世代を創出できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 教職実践専攻 理想とする教師像と自らの役割を常に問い直し、教育課程や学校運営のマネジメント経験を積みながら教員力を向上させる教員のミドルリーダーを養成する。
- 二 地域文化創造専攻 諸文化を構成する専門的学問分野における研究・実践力を形成するとともに、地域支援に必要なコーディネート力及び人材育成力をあわせもつ高度専門職業人を養成する。
- 三 学校臨床心理専攻 臨床心理学及び学校福祉の臨床的な実践研究に基づき、様々な課題を抱える子ども・青年やその家族に対応する効果的な指導・援助・支援を行う高度専門職業人を養成する。

(教職実践専攻会議)

第3条 研究科に、第14条に規定する教職実践専攻の修了の審査のほか、教職実践専攻の運営に関し必要な事項を審議するため、教職実践専攻会議を置く。

2 教職実践専攻会議に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第4条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(研究指導教員)

第5条 学生には研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(授業の方法)

第7条 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第8条 研究科における履修方法は、学生の所属するコース及び領域ごとの別表1に定める授業科目について別表2の履修基準によるものとする。ただし、学校臨床心理専攻の領域毎の履修方法は、それぞれ研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

2 研究指導教員が必要と認めたときは、学類の授業科目を履修させることがある。この場合において、修得した単位は、前項に規定する履修基準の単位数には含めない。

(履修計画)

第9条 学生は、入学後所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、その研究課題を決定しなければならない。

2 学生は、前項によるほか、あらかじめ研究指導教員の指導によって当該年度内に履修する授業科目を選択し、所定の様式により届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第10条 単位修得の認定は、講義その他の出席時間数が十分であると認めたものについて、筆記若しくは口頭による試験又は研究報告等により行う。

2 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の学生が学則第22条及び第23条の規定により履修し修得した単位については、合わせて15単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

3 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の学生が、学則第23条の3第1項の規定により修得した単位については、前項の規定により修得した単位とは別に、15単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。ただし、前項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

4 教職実践専攻の学生が学則第23条、第23条の3第2項及び第25条第5項の規定により履修し修得し又は免除された単位については、合わせて23単位を超えない範囲で修了に必要な単

位に含めることができる。

- 5 病気その他やむを得ない事由により正規の試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことがある。

(成績)

第11条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

(地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の修了研究)

第12条 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻における修了研究の成果は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出するものとする。

(地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の最終試験)

第13条 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の最終試験は、別表2の履修基準に定める単位を履修中で、かつ、修了研究の成果を提出した者について、口述又は筆記により行う。

- 2 最終試験の評語は、合格又は不合格とする。

(教職実践専攻の修了の審査)

第14条 教職実践専攻における修了の審査は、別表2の履修基準に定める単位の修得の確認及び研究指導教員による教育実践報告書の審査結果により行う。

- 2 修了の審査の評語は、合格又は不合格とする。

(雑則)

第15条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

第16条 この規程に定めるもののほか、履修等について必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院教育学研究科規程別表1・別表2(第8条)の規定は、平成30年度の入学に係る者から適用し、平成30年3月31日から引き続き在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1「開設授業科目 臨床心理領域」表中、「臨床心理面接特論 (心理支援に関する理論と実践)」、「臨床心理査定演習

(心理的アセスメントに関する理論と実践)」及び「臨床心理実習 (心理実践実習)」の授業科目名の改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

修了研究に関する取扱要項

制 定 平成21年3月11日

第1条 この要項は、福島大学大学院人間発達文化研究科規程(以下「研究科規程」という。)第14条に基づき、修了研究の作成に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 修了研究の作成にあたっては、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとする。ただし、研究科委員会が学生の研究の継続性、発展性等の観点から、研究指導教員を変更する必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 研究指導教員を変更する必要がある場合は、研究科規程第4条2項により、すみやかに研究科長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、第4条による「修了研究題目届」(所定用紙)を提出した日以後の研究指導教員の変更は、原則として認めない。

第3条 学生は、修了研究の方法を所属する専攻・領域に応じて、学位論文、プロジェクト研究、修了演奏及び修了制作のいずれかより選択し、入学年度の9月30日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに所定の用紙により教務担当に届け出なければならない。

2 修了研究の方法を変更する必要がある場合は、原則として入学年度の3月31日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに所定の用紙により教務担当に届け出なければならない。

第4条 学生は、研究指導教員の指導を得て修了研究題目を定め、修了年度の11月30日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに「修了研究題目届」(所定用紙)により教務担当に提出しなければならない。ただし、標準修業年限を超えた者で9月修了を希望するもの(以下「9月修了希望者」という。)は5月15日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までとする。

第5条 学生は、修了の年の1月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに修了研究の成果(以下「学位論文等」という。)を「修了研究提出カード」(所定用紙)を添えて、教務担当に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は7月1日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までとする。

2 学生は、選択した修了研究の方法に応じて、次の各号のとおり学位論文等を提出しなければならない。

- 一 学位論文を選択した者は、学位論文2部(正本1部、副本1部)と論文要旨(1,000字以内3部、複写も可)を提出すること。

二 プロジェクト研究を選択した者は、研究報告書(資料添付も可)2部及び要旨(1,000字以内3部、複写も可)を提出すること。

三 修了演奏、又は修了制作を選択した者は、映像メディア等2部、副論文2部及び要旨(1,000字以内3部、複写も可)を提出すること。

第6条 福島大学学位規則(昭和51年5月25日制定。以下「学位規則」という。)第8条による学位論文等の審査における主査は、本研究科が委嘱した3名以上からなる審査委員会で互選し、審査にあたるものとする。

第7条 学位規則第9条による最終試験は、修了研究審査が終わった後に、その学位論文等を中心として口述または筆記により行う。

2 修了研究の審査および最終試験は、2月20日までに終了するものとする。ただし、9月修了希望者については、8月20日までに終了するものとする。

第8条 審査に合格した学位論文等1部は、人間発達文化研究科で保存する。

2 学生は、保存する学位論文等及びその要旨を1部にまとめて製本し、3月20日までに教務担当に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は9月20日までとする。

第9条 修了研究作成の細目については、各領域の定めるところによる。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前の入学生については、「学位論文に関する取扱要項」を適用する。

修了研究審査基準

制 定 平成25年10月2日

人間発達文化研究科の修了研究審査基準は、以下の通りとする。

1. 学位論文

- (1) 研究テーマ: 問題意識やテーマが明確であること。
- (2) 研究方法: 適切な研究手法をとり、資料・データ等の取扱いや分析結果の解釈が妥当であること。
- (3) 関連研究調査: 先行研究や関連研究について十分に理解されていること。
- (4) 論文構成: 一貫した論述が展開され、結論が導かれていること。
- (5) 論文作成能力: 引用等が適切に処理され、学術論文としての体裁が整っていること。
- (6) オリジナリティ: 独創性があり、その研究分野の発展に寄与しうるものであること。

2. プロジェクト研究(地域文化創造専攻)

- (1) 研究テーマ: 地域や社会生活、文化の具体的な課題に対する問題意識が明確であること。
- (2) 計画の妥当性: 課題に即したプロジェクトが構想されていること。
- (3) 効果的な実践: プロジェクトの準備が綿密であり、実践が適切であること。
- (4) 発展性: 総括や考察の内容に今後の発展性がみられること。
- (5) 報告書作成能力: 報告書は、テーマや目的が明確に示され、論旨が明瞭であり、体裁が整っていること。

3. 修了演奏(地域文化創造専攻 芸術文化領域 音楽)

(1) 演奏、指揮

- 1) 演奏プログラムや演奏時間が卒業演奏を上回ること。
- 2) 確かな演奏技術が認められること。
- 3) 高い芸術性が認められ、完成度が高いこと。

(2) 副論文

- 1) 問題意識やテーマが明確であること。
- 2) 先行研究についての理解が十分で、研究方法が妥当であること。
- 3) 論旨が明瞭で、明確な結論が導かれていること。

4. 修了制作(地域文化創造専攻 芸術文化領域 音楽)

(1) 作品

- 1)制作意図やテーマが明確であること。
- 2)確かな制作技術が認められること。
- 3)独創性が認められ、完成度が高いこと。

(2) 副論文

- 1)問題意識やテーマが明確であること。
- 2)先行研究についての理解が十分で、研究方法が妥当であること。
- 3)論旨が明瞭で、明確な結論が導かれていること。

5. 修了制作(地域文化創造専攻 芸術文化領域 美術)

(1) 作品

- 1)制作意図、テーマ、方法が明確であること。
- 2)独創性が認められ、完成度が高いこと。
- 3)作品としての今日性をもち、当該領域の進展に寄与しうるものであること。

(2) 副論文

- 1)研究の意義・目的が明確に示され、方法が的確であること。
- 2)先行研究を踏まえ、論旨が明瞭であること。

学校臨床心理専攻の各領域の履修方法に関する基準

制 定	平成13年3月21日
改 正	平成21年3月11日
改 正	平成21年9月 9日
改 正	平成28年2月15日
改 正	令和 3年3月10日

第1条 この基準は、福島大学大学院人間発達文化研究科規程第8条の規定に基づき、学校臨床心理専攻の領域毎の履修方法に関する必要事項を定めるものとする。

第2条 領域毎の履修可能な授業科目及び必修の授業科目等は学生の所属する領域に応じ、別表のとおりとする。

第3条 この基準に定めるもののほか、学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関しての必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生については、改正前の「学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関する基準」を適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年3月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する

福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター臨床心理・教育相談室規程

平成31年3月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センターに置かれる部門に関する規程(平成31年3月19日制定)第5条第2項の規定に基づき、福島大学学校臨床支援センター臨床心理・教育相談室(以下「相談室」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(心理・教育相談の目的)

第2条 相談室は、次の各号に掲げることを目的とする。

- 一 臨床心理・教育相談(以下「相談」という。)に対する社会的要請に応じる。
- 二 心理臨床・教育臨床に関する新しい理論や技法の研究を行う。
- 三 福島大学大学院人間発達文化研究科学学校臨床心理専攻臨床心理領域に在籍する学生(以下「大学院生」という。)の相談活動に関する教育・訓練に資する。
- 四 その他相談室が必要と認める事柄

(相談室の管理運営)

第3条 福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター(以下、「センター」という。)に相談室運営委員会を置き、相談室の管理運営に関する必要な事項を審議する。

(相談室の設置場所)

第4条 相談室は、センター及び福島大学街なかランチ舟場内に設置する。

(相談室運営委員会の組織)

第5条 相談室運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 相談室室長
- 二 相談室相談員 若干名
- 三 センター運営委員 若干名

(室長)

第6条 室長は相談室の管理運営を統括する。

- 2 室長は相談員のうちからセンター長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第7条 相談員は相談活動を行うとともに、相談活動の補助を行う大学院生に対する指導を行う。

2 相談員は次に掲げる者をもって充てる。

- 一 学校臨床支援センター教育相談部門専任教員
- 二 人間発達文化研究科学校臨床心理専攻専任教員
- 三 本学教員で専門的知識を有する者の中から、センター長が委嘱した者

3 前項第3号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱した者の任期については、その委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(非常勤相談員)

第8条 相談室に非常勤相談員を置くことができる。非常勤相談員は、相談室運営委員会の審査を経てセンター長が委嘱する。

2 非常勤相談員は次に掲げる者をもって充てる。

- 一 福島大学大学院人間発達文化研究科又は同教育学研究科を修了した後、実務経験を希望する者
- 二 専門的立場から大学院生の教育及び訓練に協力し、助言を行う者

3 非常勤相談員の任期は1年とする。

(相談活動の種類)

第9条 相談室における相談活動の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電話相談 電話、ファックス等による相談
- 二 面接相談 クライエントの来訪による相談
- 三 訪問相談 家庭や学校訪問による相談

(面接相談の種類)

第10条 相談室で行う面接相談の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 受理面接 初回に問題の概要を聴取して、相談の方針を検討するための面接
- 二 個人心理面接 心理的問題を有している人に対して行われる臨床心理学的方法による継続的なカウンセリング
- 三 遊戯面接 心理的問題をもつ子どもに対して行われる遊戯療法(プレイセラピー)等を含む面接
- 四 保護者面接(心理教育面接) 保護者の求めに応じて、子どもの発達や教育等

について指導・助言を行う面接

五 家族面接 心理的な問題を有している人を含む家族に行う継続的なカウンセリング

六 集団心理面接 心理的な問題を有している人や家族を集団にして行うグループカウンセリング

七 心理検査 心理検査によるアセスメント

八 学校教育相談面接 教員等の学校関係者の求めに応じて、子どもの発達及び生徒指導上の問題について指導・助言を行う面接

九 その他

(相談料金)

第11条 相談室における相談料金は別途定める。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関して必要な事項は、相談室運営委員会の議を経て定める。

(規程の改正)

第13条 この規程を改正しようとするときは、福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 福島大学総合教育研究センター附属臨床心理・教育相談室規程(平成17年4月1日制定)は、廃止する。

福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則

制定 平成15年2月18日

改正 平成16年4月1日 平成17年4月1日 平成20年3月18日 平成22年4月1日
平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、福島大学大学院学則第23条の4第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 本学に、長期履修学生として申請することができる者は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者とする。ただし、最終年次に在籍する者は、申請できない。

(申請手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、長期履修開始前の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、当該研究科長に願出しなければならない。

- 一 長期履修申請書(別紙様式1)
- 二 在職等証明書(別紙様式2-1、2-2)

(許可)

第4条 長期履修学生の可否については、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。なお、長期履修期間の開始は、学年の初めとする。

- 一 入学時から希望する者 修士課程及び博士前期課程にあつては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内
- 二 在学途中から希望する者 標準修業年限のうち未修業年限の2倍に相当する年数以内

(在学年限の特例)

第6条 前条第1号に規定する者のうち、当該研究科委員会において特別の事情があると認められた場合に限り、4年の長期履修期間を認められた者は在学年限を5年、6年の長期履修期間を認められた者は在学年限を7年とすることができる。

(延長及び短縮)

第7条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回を限度とし、希望する

者は、新たに修了を希望する年度の前年度末（2月末日）までに、長期履修期間変更願（別紙様式3）を添え、当該研究科長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間最終年次に在籍する者の願い出は認めないものとする。

2 前項にかかる審査は、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

（資格の喪失）

第8条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、すみやかにその旨を当該研究科長に申し出なければならない。

（改正）

第9条 この規則を改正しようとするときは、教育企画委員会で審議しなければならない。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

福島大学大学院人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則

第1条 福島大学大学院人間発達文化研究科(以下「研究科」という。)の長期履修学生に関して必要な事項は、福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則(平成15年2月18日制定。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則(以下「細則」という。)の定めるところにより行うものとする。

第2条 規則第2条に定める職業等を有する者の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 定職を有する者
- 二 主婦(夫)業又は専門的に家事労働に従事している者
- 三 その他研究科委員会で適当と認められた者

第3条 規則第4条及び第7条第2項に定める審査委員会は、教務委員会委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。なお、委員会は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

- 一 長期履修学生の可否を審査し、申請された履修期間等に応じて履修登録を行うことができる単位数について研究科委員会に提案すること。
- 二 規則第6条に定める特別の事情を審査し、その可否について研究科委員会に提案すること。
- 三 長期履修期間の延長又は短縮の可否の審査及び履修登録を行うことができる単位数について、研究科委員会に提案すること。

第4条 規則第5条第1号に定める長期履修学生が履修登録を行うことができる単位数は、許可された長期履修期間に応じ、次のとおりとする。この場合において、許可された長期履修期間が4年の場合、2年の前期終了までに履修登録ができる単位数は、教職実践専攻においては44単位、地域文化創造専攻および学校臨床心理専攻においては28単位までとする。

専攻	長期履修期間	1年	2年	3年	4年	単位合計
教職実践専攻	3年	44	2単位以上			46単位
	4年	44	2単位以上			46単位
地域文化創造専攻 学校臨床心理専攻	3年	28	2単位以上			30単位以上
	4年	28	2単位以上			30単位以上

なお、同条第2号に定める2年次から長期履修学生として認められた者が履修登録を行うことができる単位数は、研究科委員会において定めるものとする。

第5条 規則第7条の規定により長期履修期間の延長又は短縮を許可された者が履修登録を行うことができる単位数は、研究科委員会において定めるものとする。

第6条 許可された長期履修期間の最終学年末を当該学生の修了の予定年とし、これ以前の修了研究の提出は認めないものとする。なお、この場合の修了研究の作

成にあたっては、修了研究に関する取扱要項第2条第1項の規定中「2年間」を「長期履修学生として在学を許可された期間」に読み替えるものとする。

第7条 福島大学大学院人間発達文化研究科規程第8条第2項に定める学類の授業科目の長期履修期間における履修については、人間発達文化研究科学生の学類開設授業科目履修要領2項の規定にかかわらず、許可された履修期間に応じ、大学院での受講科目と合わせて次に定める単位を超えないものとする。

長期履修期間	1年	2年	3年	4年	単位合計
3年	48*	48*			96
4年	48*		48*		96

*半期24単位を上限とする。

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会で定めるものとする。

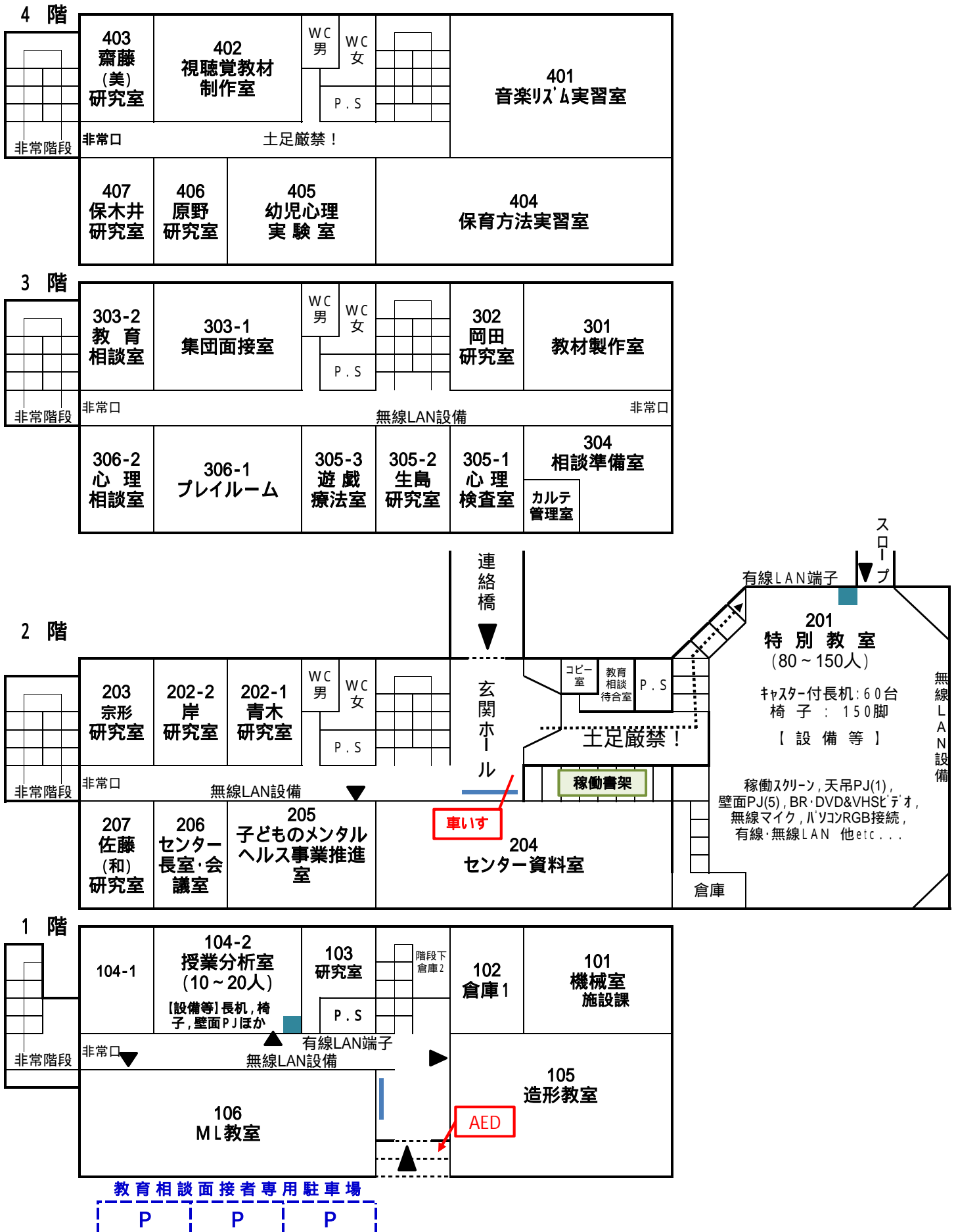
附 則

この細則は、平成21年3月11日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

附 則

この細則は、令和3年年4月1日から施行する。

学校臨床支援センター棟





福島大学大学院人間発達文化研究科

〒960-1296 福島市金谷川1番地

福島大学教務課（人間発達文化研究科係）

TEL 024-548-8106

FAX 024-548-8224

学 籍 番 号	
氏 名	